

## 栃木県教育委員会子育て応援行動計画（第2期）【概要書】

～誰もが生き生きと働ける職場に～

### 1 計画策定の目的

次世代育成支援対策推進法に基づき、本県教育委員会が教職員を雇用する立場（特定事業主）から、在籍する教職員の仕事と子育ての両立を推進するとともに、併せて地域における子育てを積極的に支援していくことにより、社会全体の次世代育成支援対策の牽引役として積極的に対応するために策定した第1期計画の成果と課題を踏まえ、「誰もが生き生きと働ける職場」の実現に向けて第2期計画を策定

### 2 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間（必要に応じ見直し）

### 3 計画の対象となる教職員

県教育委員会事務局（本局及び教育事務所）、学校以外の教育機関及び県立学校の教職員

〔具体的な内容〕

#### 1 子育てと仕事の両立を支援する環境の整備

教職員本人又は配偶者が、妊娠中の期間から、出産、育児までの各段階を通じて、仕事と子育ての両立を図れるよう支援するための環境の整備

##### （1）教職員や教職員の配偶者の妊娠、出産時の支援

- 休暇制度、経済的支援制度等周知のためのハンドブックの配付
- 休暇取得や超過勤務の縮減に配慮できる環境づくり
- 父親の休暇取得促進のための「男性職員の育児参加プログラム制度」の活用

##### （2）育児休業等を取得しやすい環境の整備

- 育児休業経験者、育児参加プログラム実践者等についての情報提供
- 育児休業等を取得しやすくするための環境づくり
- 育児休業中の教職員に対する定期的情報提供
- 業務分担等の見直し検討による育児休業中の教職員の職場復帰支援
- 任期付採用や臨時的任用制度を活用した代替教職員の確保
- 育児休業制度等の充実
- 育児休業等取得率（育児休業及び出産サポート休暇の取得率）の目標値
  - ◇男性教職員 55%
  - ◇女性教職員 100%

#### 2 仕事と家庭を両立させる働き方の実現

子育てと仕事の両立を図るための、教職員一人ひとりの意識改革による、仕事中心の考え方から家庭生活や地域活動にも重きを置いた働き方の実現

(1) 超過勤務の縮減

- 小学校就学始期に達するまでの子どものいる教職員の超過勤務及び深夜勤務の制限の周知
- 目安時間の設定による超過勤務縮減対策
- 事務事業の見直し等による教職員の意識改革
- 情報システムによる事務処理の簡素化・効率化、事務処理の電子化の推進
- 定期的な打ち合わせ等による事務の平準化や進め方の見直し
- 超過勤務及び深夜勤務の制限に関する制度の充実

(2) 休暇の取得促進

- 妊娠・子育て中の教職員を含めた職場全体で年次休暇が取得しやすい環境づくり
- 夏季、ゴールデンウィーク等に連続した休暇が取得しやすい職場の環境づくり
- 子育てや家族のための休暇が取得しやすい職場環境づくり
- 子どもの看護等のための特別休暇制度の周知
- 子どもの突発的な病気の際に休暇を取得できるよう職場全体での支援
- 定時退庁日の推進等を内容とする「リフレッシュ運動」の推進

3 地域・家庭における子育て支援

子育ては地域社会全体で行うという観点からの地域における子育て支援や教職員の地域における子育て支援活動等への参加への支援

- 子どもを連れた来庁・来校者へのハード・ソフト両面のバリアフリー化
- 子どもや子育てに関する地域活動に参加するための休暇が取得しやすい職場環境づくり
- 子どもを対象とした学習会等への「県政出前講座」の実施
- 子どもが様々な体験ができる企画等の実施
- 教職員が親子で参加できる福利厚生事業の継続、企画の充実・周知

4 子育て支援の環境づくりのために

制度の理解を図るための制度の周知及び制度を利用しやすい職場環境づくりのための職場のコミュニケーションを図る具体的なプロセス

(1) 制度を積極的に活用するために

- 休暇制度、経済的支援制度等を説明したハンドブックの充実・周知

(2) 職場のコミュニケーションを図るために

- 父親・母親になることがわかった場合の所属（学校）への報告
- 「男性職員の育児参加プログラム」実施のための話し合い
- 目安時間による超過勤務縮減対策にかかるグループ（課等）内の打ち合わせ
- 定期的なグループ（課等）内での話し合い
- 具体的なコミュニケーションのプロセス